



平成19年7月20日

各 位

会 社 名 モロソフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川喜多 佑一
(コード番号 2217 東証・大証第1部)
問合せ先 代表取締役副社長 松村 有芳
(TEL. 078-822-5000)

『ショートタイム (ST) 社員制度』の運用開始に関するお知らせ

- パートタイマーの社員への転換を促進する制度
- 社員がワーク・ライフ・バランスに応じて働く時間を選択できる制度

当社は、2007年10月1日より「ショートタイム (ST) 社員制度」の運用を開始いたします。この制度はパートタイマーから社員への転換を促進し、社員と上級パートタイマーの格差是正を図るとともに、多様化する就業形態に対応するために導入するものです。

1. 導入の背景

①労働市場の変化

- 正規社員、非正規社員ともに“超”売り手市場へ。
- 就業形態および職業観の多様化。
- 正規社員、非正規社員格差解消への法律改正。

②当社の現状

- 製造、販売現場でパートタイマーの戦力を重視。
- 大量退職の始まりと業績低迷期の新卒採用空白期間による若年世代の不足。
- 社員と同等の能力を発揮する上級パートタイマーの増加。

2. 制度のねらい

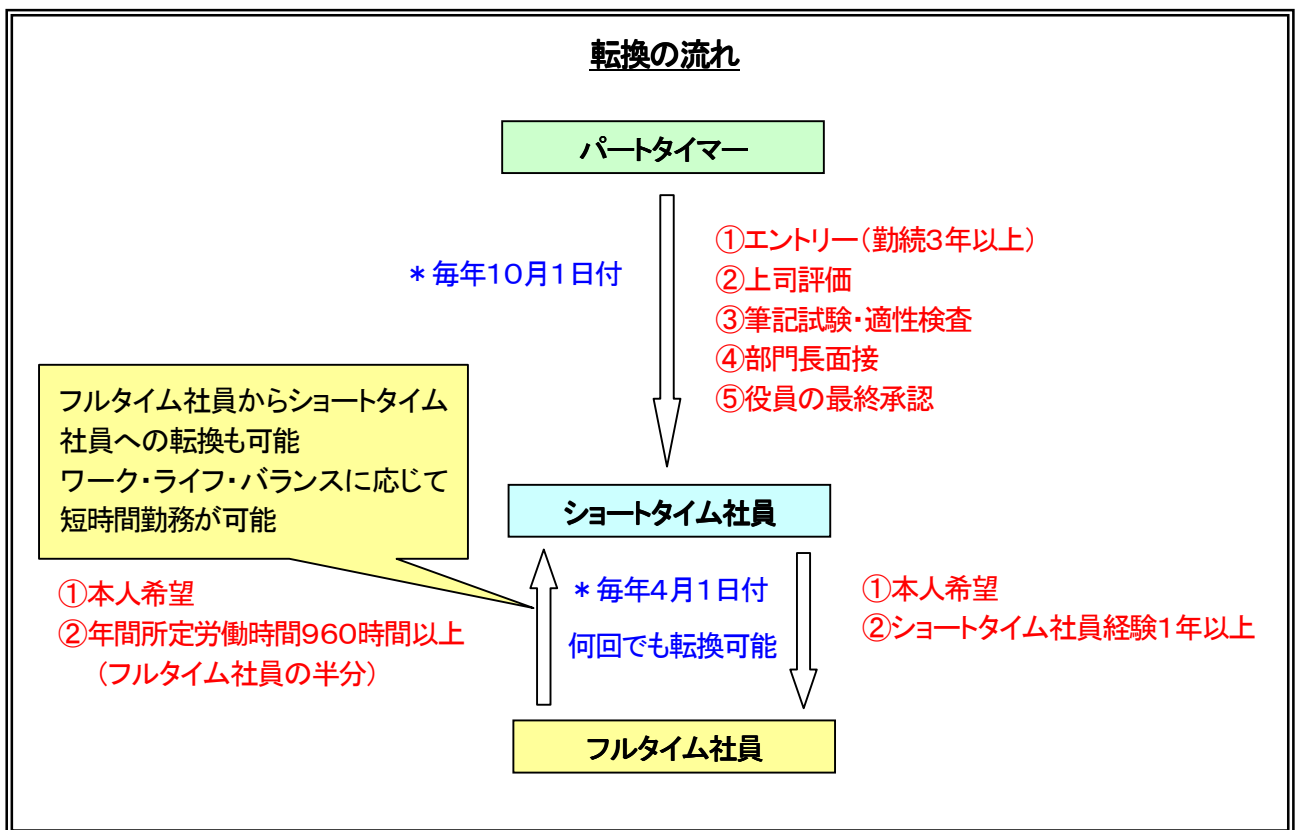
- ①多様化する就業形態、就業意識に対応できるワーク・ライフ・バランスを視野に入れた雇用形態の実現。
- ②良質な人材の確保。
- ③社員と上級パートタイマーの格差解消。
- ④パートタイマーのモチベーションの維持、向上。

3. ショートタイム (ST) 社員制度とは

- ①社員とパートタイマーを区分していた「時間」の概念を撤廃し、社員とパートタイマーを「就業する仕事の内容」、「発揮する能力」で区分する制度です。
- ②従来の社員を「フルタイム (FT) 社員」と改称、新たな雇用形態である短時間勤務の社員を「ショートタイム (ST) 社員」とし、社員の意思で自由に働く時間を設定できる、ワーク・ライフ・バランスを考慮した制度としています。

4. ショートタイム（ST）社員制度の概要

- ①勤続3年以上のパートタイマーに、ショートタイム社員転換へのエントリー資格が与えられます。
- ②エントリー後、所定の選考過程を経て、合格すれば年1回所定の日にショートタイム社員に転換します。
- ③本制度新設時は、在籍するパートタイマーのうち上級パートタイマーに格付されている約180名について、2007年10月1日付で本人の意思のみでショートタイム社員への転換を認めることとしています。
- ④ショートタイム社員でフルタイムでも勤務できる条件が整った場合には、ショートタイム社員としての経験が1年以上あれば、本人の意思で年1回所定の日にフルタイム社員に転換できます。
- ⑤逆にフルタイム社員が育児や看護・介護等（理由は問わない）のため、短時間勤務を希望する場合には、無期限でショートタイム社員に転換できます。職能資格はそのまま、賃金は転換前の月給を時間割にして支給することになります。



以 上